

公示第3号
公示第2号
最終改正 平成24年12月20日

松阪港における船舶と陸地との間の交通場所並びに 貨物の積卸場所の指定について

松阪港における関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定による船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所を、下記のように指定したので、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

平成17年4月1日

四日市税関支署長 斉藤 修

記

1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

外国往来船	交通経由場所
(1) 大口埠頭2号及び3号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(2) 中央埠頭1号及び2号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート

2. 貨物の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
(1) 大口埠頭 2号及び3号岸壁	松阪市大口町1819-13地先	
(2) 中央埠頭 1号及び2号岸壁	松阪市大口町1822-1地先	

(注)「場所の名称」は、港湾管理者が公示したもの又は企業により港湾管理者あてに届出たものである。

附 則

この公示は、平成24年12月21日から施行する。